

# 宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例について

生活・協働・男女参画課

## 1 目的

自転車の安全で適正な利用について、基本理念を定め、県、自転車利用者その他関係者の責務又は役割を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めることにより、相互に連携した取組を推進し、自転車事故の防止及び被害者の保護を図り、県民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 2 基本理念

自転車の安全で適正な利用は、以下を旨として促進されなければならない。

- ・ 県、自転車利用者その他関係者が各々の責務又は役割を果たし、自転車事故防止及び被害者保護を図ること
- ・ 歩行者、自転車利用者及び自動車等の運転者が、交通法規及び各々の特性を理解し、配慮し合うことで、交通の安全性を高め、県民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与すること

## 3 県の責務

### (1) 県等の責務

対象者	内容
県	○ 自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の策定・実施 ○ 自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を支援の情報の提供、助言
自転車利用者	○ 交通ルールの遵守 ● 交差点内の一時停止・徐行など安全確認 ● 夜間のライト・尾灯の点灯 ● 携帯電話の通話・注視や傘さしなど「ながら運転」の禁止 ● 2人乗り（乗車人員を超えた運転）の禁止 ● イヤホン・ヘッドホンで大音量の音楽を聴きながらの運転の禁止 ○ 乗車用ヘルメットの着用 ○ 自転車の確実な施錠

### (2) 県民等の役割

対象者	内容
県民等	○ 自転車の安全で適正な利用への理解、取組への積極的参加 ○ 自転車の安全で適正な利用を促進するための施策への協力
事業者	○ 自転車通勤や事業活動で自転車を利用する従業者への教育等 ○ 自転車の安全で適正な利用を促進するための施策への協力
交通安全団体	○ 自転車の安全で適正な利用を促進するための取組の積極的推進 ○ 自転車の安全で適正な利用を促進するための施策への協力

## 4 交通安全教育

対象者	内容
県	○ 県民に対する交通安全教育等の実施 ○ 県が設置する学校等の在学者に対する教育・指導 ○ 県が設置する学校等以外の学校等の管理者に対する教育の協力依頼
家庭	○ 保護者 監護する未成年者に対する教育の実施 ○ 高齢者の家族 高齢者に対する乗車用ヘルメット着用等の教育

## 5 自転車の点検整備

- (1) 自転車利用者、事業活動で自転車を利用する事業者及び自転車貸付業者  
利用し、又は貸し付ける自転車の点検整備を行うよう努める。
- (2) 保護者  
監護する未成年者が利用する自転車の点検整備を行うよう努める。

## 6 自転車損害賠償責任保険等への加入等

対象者	内 容
自転車利用者	○ 自転車損害賠償責任保険等への加入
保護者	○ 監護する未成年者が運転する自転車の自転車損害賠償責任保険等への加入
事業者	○ 事業活動で利用する自転車の自転車損害賠償責任保険への加入 ○ 自転車通勤の従業員に対する自転車損害賠償責任保険への加入有無の確認 ○ 加入が確認できない場合の自転車損害賠償責任保険加入のための情報提供
自転車貸付業者	○ 貸し出す自転車の自転車損害賠償責任保険への加入
自転車小売業者	○ 自転車購入者等に対する自転車損害賠償責任保険に加入の有無の確認 ○ 加入が確認できない場合の自転車損害賠償責任保険の加入のための情報提供

### 自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供

- (1) 県  
市町村、交通安全団体等と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するための情報提供等を行う。
- (2) 学校等の設置者・管理者  
自転車を利用する学生、生徒、児童及び幼児並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報提供に努める。

## 7 道路環境の整備

県は、自転車の安全で適正な利用の促進を図るため、歩行者、自転車及び自動車等が安全に通行できる道路環境の整備に努める。

## 8 施行期日

令和3年4月1日

## 9 改正年月日

令和5年4月1日

## 10 改正の内容

- (1) 第5条（自転車利用者の責務）に乗車用ヘルメット着用に努めることを追加した。
- (2) 第11条第2項のヘルメット着用の家庭における交通安全教育について、対象を児童又は幼児に限定していたが、未成年者に対象を拡大した。
- (3) 第12条（乗車用ヘルメットの着用）の幼児及び高齢者のみを対象にヘルメット着用を努力義務としていた条文を削除した。